

# 令和7年第10回大津町議会総務常任委員会審議記録

## 議案第68号 件名 大津町の一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

### ( 総務部 総務課 )

質疑 今回、町の給与改定は県人事委員会勧告に準拠しているが、国の勧告に合わせる考え方はなかったのか。

また、期末・勤勉手当について、県の民間調査結果では民間と0.07月分差があると出ているが、県の改定は0.05月分で、町も合わせている。調査結果をどのように踏ましたのか。

答弁 紙与改定に当たっては、国の制度を基本としつつ、地方公務員法第24条に基づき、県・市町村との均衡を図ることが基本となっています。

これまで、国の人事院勧告と県人事委員会勧告の内容はほぼ同一でしたが、今回、国と県で給料表の改定に差が生じました。国は、給料表の引上げに加え、本府省業務調整手当等の手当で官民較差を調整しましたが、県や市町村には同様の手当制度がありません。このため県は、国の示す給料表に0.059上乗せして調整する勧告を行いました。

本町では従来どおり、県内の民間給与調査に基づく県人事委員会勧告に準拠する考え方に基づき、今回も県に合わせた給与改定を行っています。また、期末勤勉手当については、これまでも0.05月単位で改正するという取扱いであり、今回も同様の改定になっています。

質疑 以前は、ラスパイレス指数について熊本県が一番低かったが、指数は逆転したのか。

答弁 現在の指数は給料表改定前のものを基に算出しているため、改定後の状況については現時点では不明です。

質疑 退職された会計年度任用職員への差額の支給についてはどのように考えているか。

答弁 4月に遡及して適用するため、退職された方にも請求権が発生すると考えています。条例上、退職した職員は「従前の例による」と記載して退職

者には支給していない自治体もありますが、本町では記載しておらず、退職された方に当然に支給しています。

質疑 期末勤勉手当支給後に懲戒免職となった場合の取扱いはどうか。

答弁 適正に働かれていた分は支給し、懲戒免職後については支給しないという取扱いになります。

質疑 他自治体は12月定例会の先議で議決し、年内支給ができるようにしているところもある。本町もそうすべきではないか。

答弁 本町では会計年度任用職員と職員の差額支給は同日にすべきという考え方で支給しており、会計年度任用職員の期末勤勉手当支給日の設定上、年内支給は難しく、1月に支給するところで進めています。

質疑 今回は増額の改定だが、減額の勧告が出た場合はどうするのか。組合から人事委員会等への要望は条例に反映しているのか。

答弁 紹与改定について、不利益が生じる改定については遡及できない取扱いとなっています。町として独自に組合から措置要求を受けているものではありませんが、減額改定など不利益が生じる場合には、事前に組合および会計年度任用職員に対して説明を行い、対応しています。

意見 人事委員会勧告制度は、公務員が労働基本権の一部を制約されていることの代償措置として、勤務条件や紹与水準を民間と均衡させるために地方公務員法に位置付けられている制度であり、本来は首長に直接処遇改善を求めるものではなく、人事委員会に対して職員側が措置要求を行う仕組みであると認識している。しかしこの制度が十分に活用されているとは言い難く、職員が人事委員会に対して正式に措置要求を行う仕組みや運用が分かりにくい状況にあるのではないか。体系的に整理し、活用すべきと考える。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第71号 件名 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

( 総務部 総務課 )

質疑 菊池市が交通災害見舞金制度から脱退することについて、菊池市では見舞金支払額が掛金額を下回っていることも理由にあるのではないか。

答弁 菊池市に確認したところ、見舞金支払額の方が掛金額を上回っていると伺っています。そのうえで、民間の自動車保険制度が普及していることなどを踏まえ、脱退を決定したと伺っています。

質疑 今後、大津町が制度を脱退するかどうかは、見舞金支払額が掛金額を下回った場合や、菊陽町など近隣自治体が脱退した場合に検討するということとか。

答弁 現時点では申請件数が多い状況にあるため、見舞金支払額と掛金のバランスや、近隣自治体の動向などを踏まえ、町内の状況も確認しながら、今後検討していきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第74号関連 件名 令和7年度大津町一般会計補正予算（第4号）について

( 総務部 総務課 )

質疑 都市整備部は時間外勤務手当を予算計上しており、残業が増えているとのことだが、各課から職員の加配などの要望は出ているのか。

答弁 各課長への人事ヒアリングを毎年実施しており、その中で業務量が増えているという話は聞いています。10月1日付で職員の採用を行い、都市計画課へも1名配置して増員対応を行ったところです。

質疑 現在、休職者はいるか。

答弁 現在、病気による休職者は総務部に1名、住民生活部に1名いる状況です。

質疑 業務量、残業の削減のため、窓口業務など誰でも対応できる業務は外部委託を進め、職員は専門性の高い業務に特化できる体制を構築すべきではないか。これにより専門職の充実が図られるとともに、今後導入を進めるDXについても円滑に対応できると考えるが、総務課としての見解はいかがか。

答弁 必要に応じて、窓口業務の民間委託やDXの導入について検討しています。現在、業務の整理を進めているところです。

#### （ 総務部 総合政策課 ）

質疑 過年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金について、前年度の交付金を、翌年度のこの時期に返還することだが、事務手続き上、この時期の返還にならざるを得なかつたのか。

答弁 令和6年度に事務費を概算払いにて受け入れて、年度内に事務費が確定しなかつたため、繰越処理を行っていました。本年度に入り、事務費が確定し、補正予算を計上して返還するものです。適正な事務手続きを経ております、スケジュール上、やむを得ない措置です。

質疑 広報おおづ印刷製本の債務負担行為について、昨年度から約170万円の増額だが、物価高騰などが要因か。

答弁 3社から見積りを取り、平均額を計上しておりますが、物価が高騰している分に加え、配布数が若干増えることも想定して設定しました。ページ単価自体も上昇しており、参考見積りで約1割上がっている状況です。

#### （ 総務部 財政課 ）

質疑 債務負担行為について、3月に入札を行うために債務負担行為を設定すると説明があったが、これまで債務負担行為なしで事前手続きをしていたのではないか。12月補正で計上したのは、何か運営上の理由があるのか。

答弁 4月1日開始の事業を年度当初から円滑に進めるには、前年度中から契約準備を進めておくことが必要ですが、昨年度は、主に指名競争入札予定の事業について3月議会で債務負担行為を設定しました。しかし、契約準備期間が十分に確保できず、事務に大きな負担がかかりました。この反省

を踏まえ、今年度はより早期に準備期間を確保するため、12月議会で債務負担行為を計上することとしたものです。

質疑 隨意契約は債務負担行為を行わず、3月当初予算で対応するという理解でよいのか。

答弁 隨意契約についても必要な準備期間を現在整理しているところです。

質疑 契約準備を前倒しして行うには債務負担行為が必要という理解でよいか。また、今回の設定により3月、場合によっては1月から契約事務を進め、4月1日開始の事業に備えるということでよいか。

答弁 これまで3月議会後に準備を始めていたため期間が限られていきましたが、債務負担行為を設定することで予算成立前から契約準備に着手できます。これにより事務や見積期間を確保でき、4月1日から事業を円滑に開始することができます。

質疑 行政バスの修理方針について、どのように考えているのか。

答弁 修理費は約70万円の見積です。修理継続に加え、マイクロバスや10人乗り乗用車の購入、レンタル・リースなども含めて検討しています。なお、3月までの利用分についてはレンタル等で対応したいと考えています。

質疑 バスについて、修理しても別の箇所が壊れる可能性があるのではないか。年度内に結論を出したほうが良いのではないか。

答弁 大きな懸念として認識しています。特定箇所を直しても他の部品が故障する可能性があり、部分修理では限界があるため、全体的な見直しが必要と考えています。

意見 バスは10年～15年を超えると部品が不足し、リサイクル部品での修理になることもある。見積額だけでなく、修理内容や修理後の信頼性も十分確認してほしい。

質疑 旧包括支援センター（商工会）について、どのような修繕を行ったのか。

答弁 屋根や壁の亀裂から雨水が侵入したとみられ、天井部分に雨漏りが発生していました。このため、亀裂の補修や雨漏り箇所の修繕を実施しています。

質疑 財産貸付収入の予算計上について、金額は12月までのものなのか、その後も収入が見込まれるのか。

答弁 貸付契約は3か月ごとの更新で、今回の予算は4月から12月までの分を計上しています。貸付先からは、現状では来年3月まで延長したいという意向を伺っています。

質疑 物価上昇が続く中、貸付金額は今後も同じ金額なのか。

答弁 現行契約は3月まで同じ金額になる見込みです。令和8年4月以降の契約については、再契約の協議の中で適切な金額を検討したいと考えています

意見 物価上昇を踏まえ、相手先の事情も考慮しつつ貸付料の見直しを検討してほしい。

質疑 里道の払い下げ価格について、案件によって金額が異なるのはなぜか。

答弁 土地の評価額については税務課に依頼して算定しています。隣接地が宅地か畠かなど、地目や利用状況によって価格は変わります。法定外公共物の取得を申請される方は、自身の土地と一体的に利用されるため、宅地として利用される見込みがある場合には宅地評価となり、その結果、金額に差が生じるものです。

質疑 12月補正予算で財政調整基金から2億円を繰り入れているが、繰入後の財政調整基金の残高はどの程度になるか。

答弁 財政調整基金の残高は、約25億円となります。

( 総務部 防災交通課 )

質疑 高齢者運転免許証自主返納支援事業の印刷製本費について、費用が高すぎるのではないか。

答弁 タクシー券は切り取り式の冊子になっていることや、取りまとめ委託業者指定の紙などであるため費用がかかっています。

質疑 現金給付にはできないのか。

答弁 あくまで公共交通の利用促進を目的としているため、チケット方式とし ています。

質疑 毎年交付するなら分かるが、一回のみの交付であるならばコストがかかりすぎていると感じる。町内事業者のみのチケットにすればコストを抑えられるし事業者も潤うのではないか。

答弁 地場産業育成の考え方も重要だと考えられるため、今後町内タクシー事 業者とも相談していきます。

質疑 バス IC カードを受け取らなかった人について、バス停からどれだけ離れ ているのか。

答弁 基本的にバスが通っていないため、歩いて行けない程度は離れていると 考えています。また、身体的な都合でバスを利用できないため受け取らな いケースもあります。

意見 バス IC カードからタクシー券を選択できるようにする際、乗合タクシー のエリアを適用するなど選択できる基準については設ける必要があると 思われるため精査してほしい。

質疑 カーブミラーについて、今回の補正は年度当初で予定されていたもの の他、開発などに伴うものとのことだが、具体的な場所はどこになるか。

答弁 1 つ目に後迫区の県道矢護川大津線への側道からの出口で、美咲野方面 から県道を下ってくる自転車が見えづらいため。2 つ目に平川の本田南 通り線にて、からいも畑からの出口が見えづらいため。3 つ目に下陣内区 にて開発により見えづらい箇所が出来たため。4 つ目に中陣内区でも同 様に開発に伴い見えづらい箇所があるため設置が必要となっています。

**意見** カーブミラーの管理については、開発によるものは建物が建ってみなければカーブミラーの必要性は分からないことが多いと思うが放置するよりは補正での対応ががよいのではないかと思う。

**質疑** 街灯の修繕について、街灯盤、特殊街灯とはどのようなものか。また、街灯修繕の内訳を教えてほしい。

**答弁** 美咲野の街灯盤については、メイン通り沿い等にある腰高の街灯を管理している基盤になります。特殊街灯はその腰高の街灯であり、今回メイン通り沿いの点灯しない 10 基を計上しています。なお、この街灯は水銀灯であり、現在生産されていないため、点灯させるには LED 化が必要となります。  
また、街灯修繕ですが、内訳として吹田団地、中陣内区、上中区の老朽化した街灯の建替えと電柱などに設置された照明の交換 10 基分を計上しています。

**質疑** 町内で LED 化されていない街灯はあとどれくらいあるのか。

**答弁** 美咲野区内とイオンの北側通りの特殊街灯が LED 化出来ていません。これらを LED 化すればほぼ全て LED 化できる見込みです。

**質疑** 工事費は水銀灯の処分費込みか。

**答弁** 処分費を含めた見積り額を計上しています。

#### ( 住民生活部 住民課 )

**質疑** 戸籍の振り仮名通知書の振り仮名に間違いがない人の分を一括で戸籍に記載するためのシステム改修ということだが、その改修以降で、自分の振り仮名を変更したい人が出てきた場合も同じように補助金の対象になるのか。

**答弁** 現在の制度上、一人ずつ戸籍の振り仮名の届出を行い、処理をしていくという形になるため、今回のシステム改修後も令和 8 年 5 月 25 日までは一人ずつ受付と処理を行うことになります。今回のシステム改修は、正しい振り仮名を届出されなかった方の振り仮名を職権で一括処理をするものだけとなるため、今後、振り仮名の届出に関するシステム改修はない予定

です。届出期限の令和8年5月25日までに広報をしつかり行ったうえで進めしていく必要があると考えています。

質疑 職権で記載された振り仮名が間違っていた場合はどうなるのか。

答弁 振り仮名の届出をされないまま、職権で振り仮名が戸籍に記載された方の場合、一度に限り、裁判所の許可を得ることなく振り仮名変更の届出をすることができます。

質疑 振り仮名の届出や振り仮名の変更届出をした人が、再度振り仮名を変えたい場合は裁判所で申立てをする必要があるのか。

答弁 その通りです。

意見 間違った振り仮名が記載されることがないよう、きちんと制度と現状のPRを行う必要がある。

討論 なし

採決 全員賛成で可決